

議案書

令和4年6月

第4回定例会

松山市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 4 7	令和4年度松山市一般会計補正予算（第3号）		1
4 8	令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）		9
4 9	松山市コンプライアンス条例の一部改正について		11
5 0	松山市市税賦課徴収条例等の一部改正について		13
5 1	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について		19
5 2	松山市公民館条例の一部改正について		21
5 3	松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部改正について		23
5 4	水路での溢水事故の損害賠償額を和解により定めることについて		25
5 5	旧慣による市有財産の使用廃止について		27
5 6	市道路線の認定について		29

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて		

令和4年度松山市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度松山市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳出それぞれ5,608,487千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,790,461千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年6月17日提出

仁克志野市長

仁克志

第1表 賴入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入		款	項	補正前の額	補 正 額	旨
12	地方交付税			20,000,000 千円	134,000 千円	20,134,000 千円
16	国庫支出金	1 地方交付税		20,000,000	134,000	20,134,000
		1 国庫負担金		46,071,067	3,756,439	49,827,506
		2 国庫補助金		38,870,299	734,137	39,604,436
		3 委託金		7,075,363	3,020,302	10,095,665
17	県支出金			125,405	2,000	127,405
		16 県補助金		16,736,519	1,181,470	17,917,989
		2 県補助金		3,844,667	1,181,470	5,026,137
20	繰入金			14,622,230	400,000	15,022,230
		1 基金繰入金		14,597,486	400,000	14,997,486
22	諸収入			8,850,312	42,078	8,892,390
		4 雑入		4,329,127	42,078	4,371,205
23	市債			9,563,800	94,500	9,658,300
		1 市債		9,563,800	94,500	9,658,300
	歳 入	合 計		200,181,974	5,608,487	205,790,461

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,605,963 千円	123,487 千円	15,729,450 千円
1 総務管理費		11,195,903	15,000	11,210,903
3 戸籍住民基本台帳費	1,196,661	108,487		1,305,148
3 民生費	99,718,329	96,776		99,815,105
1 社会福祉費	43,214,265	35,500		43,249,765
2 児童福祉費	34,507,495	61,276		34,568,771
4 衛生費	20,226,771	2,822,275		23,049,046
1 保健衛生費	3,114,320	1,727,403		4,841,723
2 保健所費	10,646,893	1,094,872		11,741,765
5 労働費	290,438	60,000		350,438
1 労働諸費	290,438	60,000		350,438
6 農林水産業費	2,401,842	128,058		2,529,900
1 農業費	857,031	101,188		958,219
3 林業費	289,170	8,400		297,570
4 水産業費	584,471	18,470		602,941
7 商工費	7,382,609	1,891,187		9,273,796
1 商工費	5,893,470	1,871,187		7,764,657
2 観光費	1,489,139	20,000		1,509,139

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		15,312,284 千円	267,021 千円	15,579,305 千円
4 港湾費		234,367	49,046	283,413
5 都市計画費		8,783,535	217,975	9,001,510
9 消防費		5,695,158	3,000	5,698,158
1 消防費		5,695,158	3,000	5,698,158
10 教育費		15,422,816	216,683	15,639,499
1 教育総務費		2,034,257	13,200	2,047,457
2 小学校費		2,878,554	60,000	2,938,554
5 社会教育費		2,759,513	18,449	2,777,962
6 保健体育費		6,370,097	125,034	6,495,131
出	合	200,181,974	5,608,487	205,790,461
歳	計			

第2表 債務負擔行為補正（松山市一般會計）

1 追加

項 額	期 間	限 度	額 額
原 級 給 納	令和4年度～令和9年度	786,800	千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等建設事業	50,000 千円	1 借入先 財務省、地方公共団体 金融機関その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。	年5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体資 金融機構に ついて、利 率の見直しを 行った後は、 おいては、 当該見直し 後の利率。)	1 債還期限 30年以内(内 据置5年以内) 2 債還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省、地方公共団体金融機構 その他の借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。

2 変更

起 債 の 目 的	限 度 領	起 債 の 方 法	補 正 前		補 正 後		
			利 率	償 返 の 方 法	限 度 領	起 傷 の 方 法	利 率
都 市 計 画 事 業	千円	1 借入先 財務省、地方公共団体金融機関その他の 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。	年5% 以内	1 債還期限 30年以内(内据置 5年以内)	千円		
		3 借入時期 令和4年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越しがれることができる。	700,000	2 債還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 または元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利債に借換え ことができる。	710,000	補正前 と同様	補正前 と同様
義務教育施設整備事業	400,000	同 上	同 上	同 上	510,000	同 上	同 上

令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるとごとくによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳出それぞれ82,587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82

2,187千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月17日提出

仁

克

志

野

松山市長

第1表 年入歳出予算補正（松山市卸売市場事業特別会計）

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計
2 繼入金			232,013 千円	82,587 千円	314,600 千円
	1 一般会計繰入金		232,013	82,587	314,600
歳 入	合 計		739,600	82,587	822,187

歳 出		項	補正前の額	補 正 額	計
1 卸売市場事業費			735,671 千円	82,587 千円	818,258 千円
	1 市場事業費		735,671	82,587	818,258
歳 出	合 計		739,600	82,587	822,187

議案第49号

令和4年6月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市コンプライアンス条例の一部改正について

松山市コンプライアンス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市コンプライアンス条例の一部を改正する条例

松山市コンプライアンス条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号を次のように改める。

(6) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員及び職員であった者（離職した日から1年を経過しない者に限る。）

イ 市との請負契約その他の契約に基づいて事務事業を行っている事業者等（その役員及び従業員を含む。）及び当該事業者等であった者（当該事務事業に従事したこととなった日から1年を経過しない者に限る。）

ウ 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、その管理する公の施設の管理の業務に従事している者を含む。以下同じ。）及び指定管理者であった者（当該業務に従事したこととなった日から1年を経過しない者に限る。）

第14条第1項中「当該通報の内容」を「通報内容」に改め、同条第2項中「当該通報」を「公益通報」に改める。

第17条第1項中「当該通報」を「当該公益通報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公益通報者保護法の改正に伴い、公益通報を行うことができる者の範囲を拡大するため、本案を提出する。

議案第50号

令和4年6月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条の4中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものと付を含む。）の手数料」に改める。

第27条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第27条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第27条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第34条第1項第1号中「、生活保護法の規定による生活扶助以外の保護を受ける者」を削る。

第55条第1項第1号中「生活扶助」を「保護」に改める。

第57条の2中「閲覧の」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものと同様の閲覧を含む。）の」に改める。

第57条の3中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものと同様の交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第3条の6の4第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第6条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第7条の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記

載があるときに限り、適用する。

附則第7条の4の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第7条の4の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第16条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第21条を削る。

（松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第2条中「松山市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分」を「第18条第2項及び第29条の3の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中松山市市税賦課徴収条例第34条第1項第1号及び第55条第1項第1号

の改正規定並びに付則第4条第1項及び第2項の規定 公布の日

- (2) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第27条第4項及び第6項、第27条の9第1項及び第2項並びに第29条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第7条の4第4項、第7条の4の2第4項及び第6項並びに第16条第2項の改正規定並びに第2条中松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例付則第2条の改正規定並びに付則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第12条の4、第57条の2及び第57条の3の改正規定並びに次条並びに付則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例第12条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（次項並びに次条第1項及び第2項において「新条例」という。）第29条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の松山市市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第29条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第55条第1項の規定により、この条例の公布の日までに納期限が到来する令和4年度の固定資産税の減免を受けようとする者に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和4年7月25日」とする。

3 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例第57条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例第57条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、上場株式等の配当所得等に係る賦課方式を見直すとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長措置等を講じるため、本案を提出する。

議案第51号

令和4年6月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号の中小連結法人」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項の中小通算法人」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税を引き続き実施するとともに、特定業務施設の供用開始までの期限を1年延長するため、本案を提出する。

議案第52号

令和4年6月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市公民館条例の一部改正について

松山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公民館条例の一部を改正する条例

松山市公民館条例（平成16年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2番町公民館の部を次のように改める。

番町公民館	調理室	300円	410円	3,560円
	小会議室	300円	410円	3,560円
	中会議室	410円	510円	4,660円
	大会議室	510円	610円	5,700円

付 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

（提案理由）

番町公民館の建替えに伴い、会議室等の使用料を改定するため、本案を提出する。

議案第 53 号

令和 4 年 6 月 17 日提出

松山市長 野志克仁

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部改正について

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例

松山市自転車等の駐車対策に関する条例（平成 7 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 1 号の表松山市営松山駅前駐輪場の項を削り、同項第 2 号の表松山駅前第四駐輪場の項の次に次のように加える。

松山駅前仮設駐輪場	松山市大手町二丁目 26 番地 3	一時利用
-----------	-------------------	------

付 則

この条例中第 14 条第 2 項第 1 号の表松山市営松山駅前駐輪場の項を削る改正規定は公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から、同項第 2 号の表松山駅前第四駐輪場の項の次に次のように加える改正規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

松山駅周辺土地区画整理事業の進捗に伴い、松山市営松山駅前駐輪場を移転に向けて廃止とともに、松山駅前仮設駐輪場を設置するため、本案を提出する。

議案第 54 号

令和 4 年 6 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

水路での溢水事故の損害賠償額を和解により定めることについて
水路での溢水事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 松山市浅海原乙 94 番地 7

有限会社オノエ

代表取締役 尾上 恵造

2. 事故の概要

令和 3 年 11 月 30 日午後 6 時 30 分頃、松山市浅海原乙 94 番 10 地先において、
本市が管理する水路が溢水したことにより、相手方に損害（物損）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として 1,099,732 円を支払い、今後この事件に
関していくことの生じても、双方決して異議を申し立てない。

(提案理由)

水路での溢水事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、
和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

議案第 55 号

令和 4 年 6 月 17 日提出

松山市長 野志克仁

旧慣による市有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している市有財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

記

廃止する財産の所在地、地目及び地積

所在地 松山市夏目甲 635 番

地 目 溝池

地 積 1,225 平方メートル

(提案理由)

本件溝池は、現在受益者もなく、今後も溝池として利用する見込みがないため、地方自治法第 238 条の 6 の規定に基づき旧慣使用権を廃止するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(旧慣による公有財産の使用)

第 238 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 56 号

令和 4 年 6 月 17 日提出

松山市長 野志克仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	市道 垣生 209号線	東垣生町	東垣生町	
2	市道 余土 260号線	余戸南六丁目	余戸南六丁目	
3	市道 余土 261号線	余戸西三丁目	余戸南六丁目	

(提案理由)

図面番号第 1 ~ 3 号は空港周辺環境整備事業に伴い、市道に認定するため、道路法第 8 条の規定により、本案を提出する。

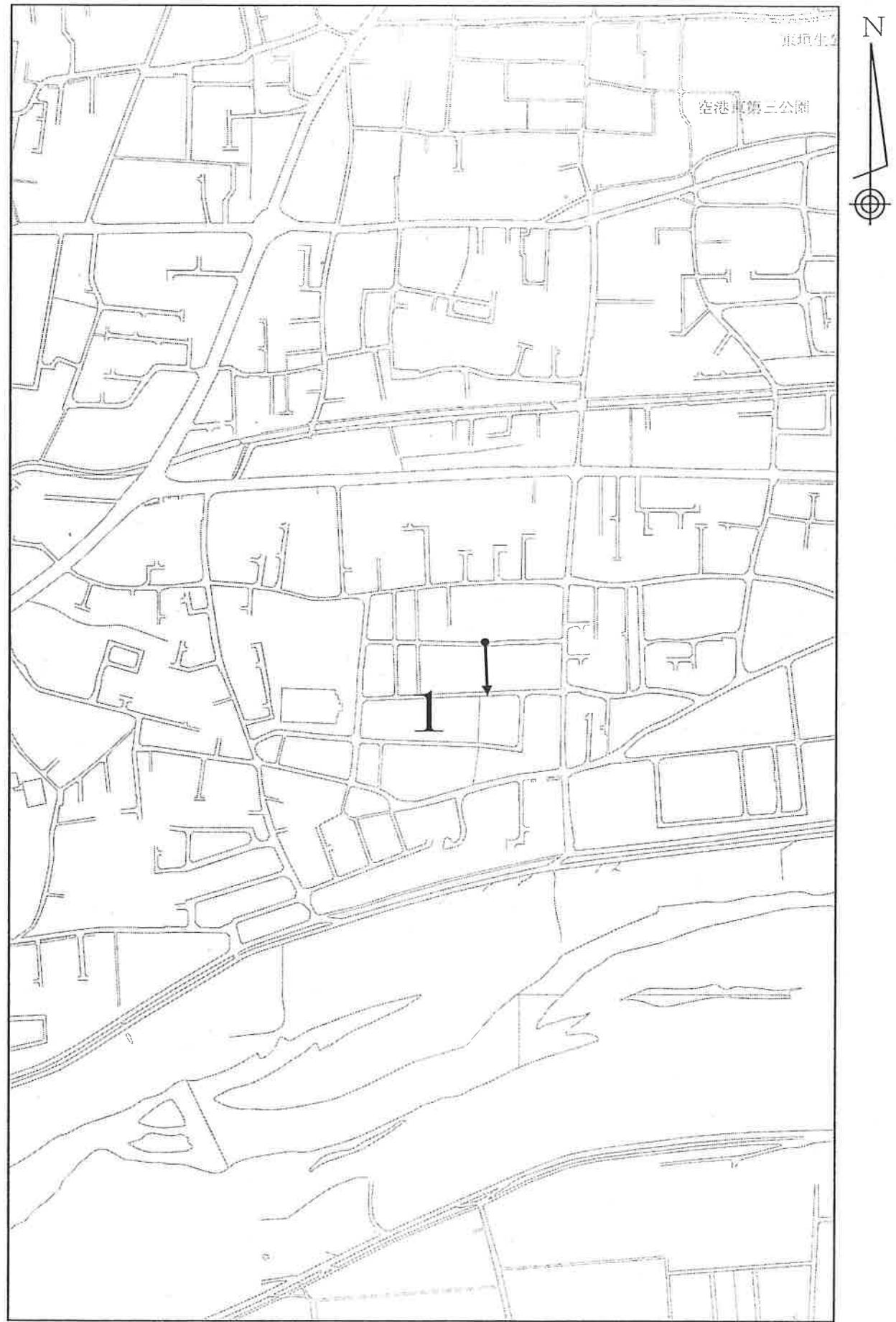
(参照)

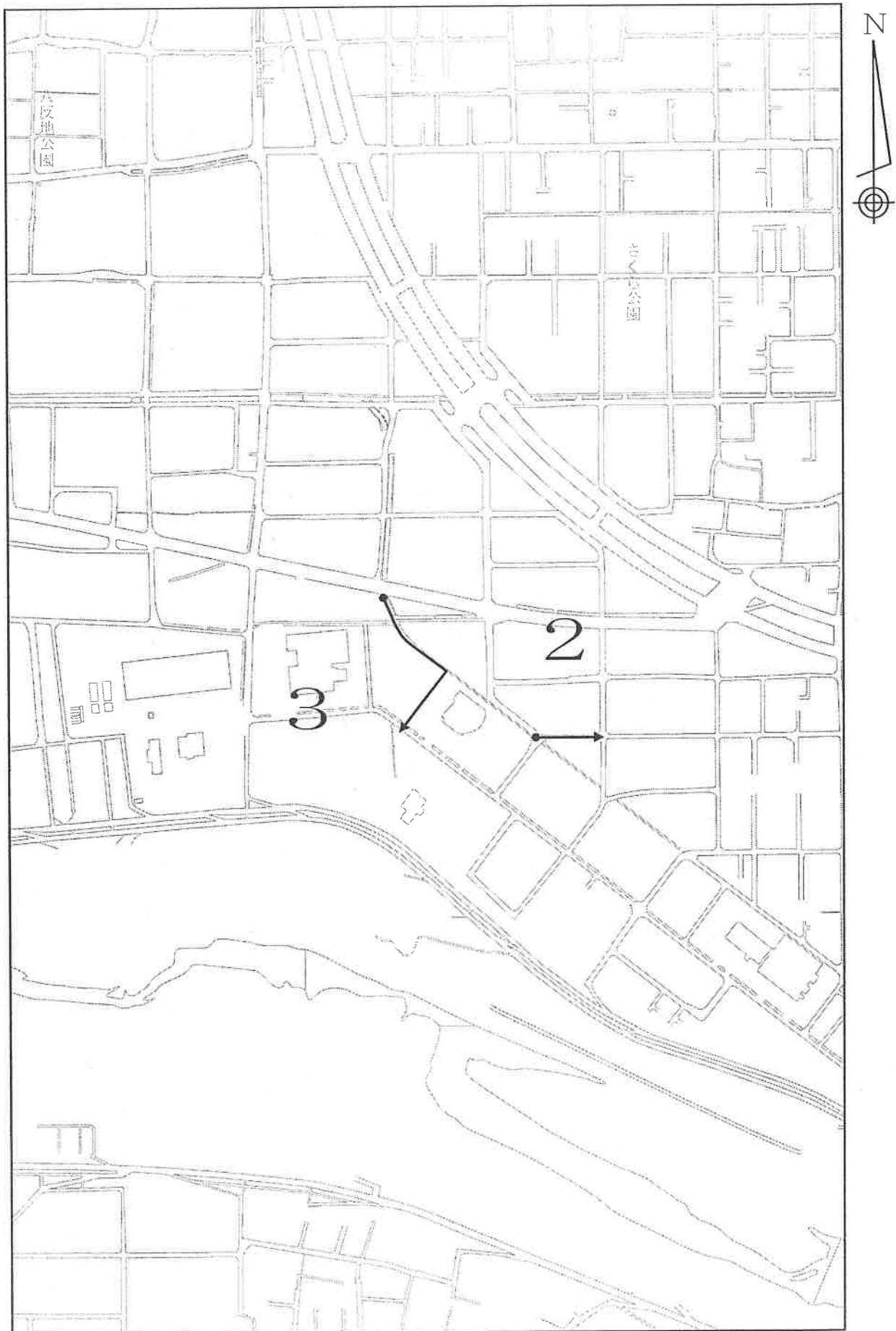
道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。





図面番号	路線名	起点	終点	敷地の幅員m	延長m
1	市道 垣生209号線	松山市東垣生町 302番5地先	松山市東垣生町 302番5地先	4.3 ～ 9.0	49.9
2	市道 余土260号線	松山市余戸南六丁目 2361番2地先	松山市余戸南六丁目 2022番1地先	5.3 ～ 14.3	61.3
3	市道 余土261号線	松山市余戸西三丁目 2517番1地先	松山市余戸南六丁目 2378番1地先	5.3 ～ 10.0	162.2